

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年3月4日

【発行者名】 パークレイズ・マルチマネージャー・ファンド・パブリック・リミテッド・カンパニー  
(Barclays Multi-Manager Fund public limited company)

【代表者の役職氏名】 取締役 デイビッド・トーマス・キングストン  
(David Thomas Kingston, Director)

【本店の所在の場所】 アイルランド、ダブリン2、グランド・カナル・スクエア2、6階  
(6th Floor, 2 Grand Canal Square, Dublin 2, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 1【提出理由】

パークレイズ・マルチマネージャー・ファンド・パブリック・リミテッド・カンパニー(Barclays Multi-Manager Fund public limited company)(以下「本投資法人」という。)は本投資法人の1ファンドであるグローバル・アクセス ユーケー・アルファ・ファンド(以下「ファンド」という。)について、2020年2月27日付の投資主に対する通知に基づき、2020年3月31日付で終了することとした。よって、本投資法人は、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条2項14号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものである。

## 2【報告内容】

(イ)当該解散等の年月日

2020年3月31日

(ロ)当該解散等に係る決定に至った理由

2020年1月31日現在、ファンドの規模は13,717,000英ポンドであり、効率的な運用を行うにはあまりに小規模であり、また、かかる運用規模でファンドに引き続き長期に投資を行うことは投資主の利益としないと考えられる水準であった。

上記理由により、本投資法人は、ファンドの終了が投資主の最善の利益になり得ると結論づけた。

(ハ)法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

本投資法人が作成した2020年2月27日付の書面により、日本における販売会社(ファンドの受益証券の登録受益者)に通知した。